出生届

手続チェックシート

	オンライン は、「マイナポータル」「青森市電子申請サービス」にてオンライン手続ができます。						コー	ナー	でも手続ができます。			
	No	手続	チェック	職員使用欄総合窓口		手続の際に必要なもの	よる手続	しま完してた	ください お手続して	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
出生届	1	出生届				○出生届および出生証明書(出生届と出生証明書が1枚となったA3サイズの用紙で、出産した医療機関等から交付されます。) ※出生届(用紙の左側)を記入し、出生したお子さんの父か母が署名(<u>※押印不要</u>)してお持ち下さい。(使者として窓口にお持ちになる方は、どなたでもかまいません。) ○母子健康手帳 ○お誕生カード(新生児出生通知書)(母子健康手帳交付時にお渡ししております。)	可		/	市民課 ⑥番窓口 (戸籍チーム) ☎ 017-734-5242	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128	
,		出生日を含めて14日以内				出生届は、受付時間以外でも、アウガ警備室および浪岡庁舎守衛室でお預かりしますが、受付時間外および土日祝日は母子健康手帳の出生届出済証明ができませんので、後日、改めて窓口へお越しいただくこととなります。受付時間は5ページをご覧ください。				オンライン		

~以下は、出生に伴って必要となる手続です~

(お問い合わせ先)

- ★マークの手続は、出生届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合があり ますのでご了承ください。
- ・「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、その際に必要となるものは手続により異なりますので、 担当課へお問い合わせください。

	P	No	あてはまる方はいますか	チェック	暗員使月椒	総合窓口	手続	手続の際に必要なもの	よる手続	しました た	ください ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先
住所等		2	お子さんのマイナンバー カードを申請したい方			説明	いずれの方法でも申 ①出生届と同時申請 ②特急発行申請(1歳未満)	請可能です。 ○個人番号交付申請書兼電子証明書発行申請書 ○出生届出済証明(母子健康手帳に証明のあるもの) ※カードは、申請から1週間程度で地方公共団体情報システム機構から郵送されます。 ○個人番号通知書 ○お子さんの本人確認書類(資格確認証と母子健康手帳等) ○父または母の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証等) ※必ずお子さんと一緒に担当課までおいでください。 ※カードは、申請から1週間程度で地方公共団体情報システム機構から郵送されます。 ※お子さんの個人番号通知書は、3週間程度で地方公共団体システム機構から住民票の世帯主宛に転送不要の簡易書留で郵送されますので、受取後にお手続きください。オンライン				オンライン 駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (マイナンバーチ-ム) ☎017-718-0440 駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) 25 0172-62-1128
							③通常申請	野送されまりので、支収後にお子続さください。オンノインでも申請可能です。 ※申請から1か月程度で交付通知書を郵送しますので、予約の上、カードを受け取りにおいでください。				(マイナンバーチ-ム) 雷 017-718-0440	

オンライン 支所等 は、「マイナポータル」「青森市電子申請サービス」にてオンライン手続ができます。 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。 職員使用欄総合窓口 ,お 青森地区の 浪岡地区の ください 後日 は現 大理 大理 大 に た あてはまる方はいますか 手続 手続の際に必要なもの 担当課 担当課 (お問い合わせ先) (お問い合わせ先) お子さんが記載された戸籍謄本等が交付できるようになるまでには日数を要し、その日数は市 区町村によって異なりますので、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。 駅前庁舎(1階) 浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 市民課 出生後の 説 (窓口応対チーム) ①番窓口 戸籍謄本等が必要な方 本籍地が遠方の場合や本籍地の市区町村の開庁時間においでになれない方は、戸籍謄本等を 明 **3**017-734-5239 (総合窓口チーム) 郵便請求することが可能です。本籍地の市区町村にお問い合わせください。 **3**0172-62-1128 本籍地が青森市の方は、青森市ホームページにも郵便請求の方法を掲載しておりますので、 支所等 住 ご参照ください。 所 等 駅前庁舎(1階) 浪岡庁舎(1階) 市民課 市民課 ①番窓口 出生後の 説 お子さんの住民票の写し等が交付できるようになるまでの日数は、市区町村によって異なり 可 (住民情報チーム) ①番窓口 住民票の写し等が必要な方 明 ますので、住所地の市区町村に直接お問い合わせください。 (総合窓口チーム) **2**017-734-5239 **3**0172-62-1128 駅前庁舎(1階) ○世帯主のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認 国保医療年金課 浪岡庁舎(1階) ⑨番窓口 生まれたお子さんを 健康福祉課 加入手続 (持参している場合) ※詳細は5ページ参照 機 (国保資格チーム) 国民健康保険に加入させる 68 (国民健康保険資格異動届) 可 ②-2番窓口 依 **3**017-734-5493 は ※平日の受付時間内(8:30~18:00)に駅前庁舎市民課また (国保年金チーム) 頼 転 支所等 **2**0172-62-1153 は浪岡庁舎市民課で出生の届出をした場合は、住民異動 出生日を含めて14日以内 記 届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて オンライン 担当課へお持ちください。

	オンラインは、「マイナポータル」		↓ は、「マイナポータル」「青森市電子申請サービス」にてオンライン手続ができます。▼ 支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。						続ができます。					
	No あてはまる方はいますか プック		チ ビ ソ フ オ	総合窓口		手続	手続の際に必要なもの	i	よる手続 代理人に	し ま う た	ください お手続して	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
	6	★ 妊産婦十割給付 医療証をお持ち の方	当 日 受 付 は	待機依頼・	有效	め期限延長手続	○出産した方の資格確認書または資格情報のお知ら ○妊産婦十割給付医療証 ○出産の事実が確認できるもの(母子健康手帳等)		可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ②番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) 25 0172-62-1153	
子ども	7	出産した	・出産費用より出 産育児一時金が多申 請する方 ・医療機関等への 直接支払かった方		(発券)	(出	給申請 産育児一時金支給申請(請 :) 書)	○出産した方の資格確認書または資格情報のお知り ○母子健康手帳 ○世帯主名義の普通・当座預金通帳またはキャッミド ○医療機関等の領収書および明細書 ○医療機関等が発行する直接支払いの合意文書 ○世帯主のマイナンバーがわかるものと届出人の図書類 (持参している場合) ※詳細は5ページ参照	シュカー	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ②番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	8	07加八省	・海外で出産した		説明	† ·	協会けんぽ加入者は協会けんぽ ※1年以上協会けんぽまたは組む 入前の保険者へ出産育児一時金	『青森支部(代表 君 017-721-2799)にて、組合管掌健 合管掌健康保険に加入していた被保険者(被扶養者: の申請が可能な場合もありますので、該当する方に	康保険等加入 を除く)が資 はご確認くだ	者は 格喪 さい	所属 <i>©</i> 失後6 。	D組合 [©] ヶ月じ	等にて手続をしてくた 以内に出産したとき、	ごさい。 国民健康保険加
	9		産前産後期間に 係る保険税軽減 届出書を未提出 の方		(発券)	保隆		○出産の事実が確認できるもの(母子健康手帳等) ○世帯主と出産した方のマイナンバーがわかるもの		可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑧番窓口 (国保税チーム) ☎017-734-5340	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153

	オンラインは、「マイナポータ		ル」	「青	森市電	子申請サービス」にてオンラク	イン手続ができます。 支所等 は、各支所・各情報	報コー	ーナー	-でも	手続ができます。		
	No あてはまる方はいますか		チェック	職員使用欄	総合窓口	手続	手続の際に必要なもの	よる手続に	しました た	ください お手続して	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
	10		保護者の加入保 険が国保	入保	70	(発券)申・補助・	資格認定申請 (青森市子ども医療費受給資 格認定(更新)申請書)	○お子さんの健康保険被保険者証、資格確認書若しくは資格 情報のお知らせ又はマイナンバーカード ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード	可				
		子ども医 療受 の う う き す る う う う う う う う う う う う う う う う う う う	t 1		71	申・		※平日の受付時間内(8:30~18:00)に駅前庁舎市民課で出生の届出をした場合は、申請書をお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。 ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(所得課税証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) 番 017-734-5345 オンライン	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	11	,,	険が国保以外		(1	補助	1歳到達日以降に申請された場合	情については、遡及して出生日から資格認定します。 は遡及しませんので、申請日が認定日となります。	нј				
							父か母が心身の障がいをお持ち ます。詳しくは担当課へお問い合:	の場合またはひとり親の場合は、他の医療費助成制度に該当することがあり わせください。 加入手続後に子ども医療費助成の手続をしてください。					
子ど		児童手当 の認定請	受給者が公務員			説明	勤務先へ申請してください。					受給者の勤務先	.,
t	12	求をする 方 	★ お子さんと同居 し、これから受 給する	は転	72	申・受付・配	認定請求手続 (児童手当認定請求 書)	これから受給される方の 〇健康保険被保険者証、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」など公的医療保険の被保険者であることを証するもの(※国保又はどなたかの被扶養の場合は不要)	可				
		必要なものがそろわ	要なも	ļ	付		○普通預金通帳 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は5ページ参照						
	13	なくても、 出生日の翌 日から15日 し、	お子さんと別居 し、これから受 給する			担当課		(付参している場合) ※詳細は5ページ参照 ※以上のほか、受給される方の状況に応じて添付書類が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			子育て支援課	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口
		さい。受給 者が青森市		当	 	<u> </u>	高校生年代までの児童を養育して 月額(児童一人につき) 3歳未満 30,000円	いる方に支給されます。 第1子・2子15,000円、3歳~高校生年代第1子・2子10,000円、第3子以降	i !			(子育て家庭支援チーム) 2017-734-5334	(民生福祉チーム) ☎ 0172-62-1113
	14	に住所があ り、他市区 町村で里帰 り出産をし た場合も、	★ お子さんと同居 し、養育する児 童が増える	は転	73	申・受付	L,	、別居監護の手続が必要となります。詳しくは担当課へご相談ください。	可可			<u> オンライン</u>	
		青森市への申請が必要	お子さんと別居	記	ļ _/	4	増額請求手続 (児童手当額改定認	○請求者の健康保険被保険者証、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナポータルからダウンロードした「資					
	15	です。	し、養育する児 童が増える			担当課	定請求書)	格情報画面」など公的医療保険の被保険者であることを証するもの(※国保又はどなたかの被扶養の場合は不要)	可				

No	あてはまる方はいますか	チェック	職員使用欄	10 An 20 An	手続	手続の際に必要なもの	る珥	しました	ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ外
16	★ 乳幼児健康手帳の配付 (予防接種予診票)			配付	い。) 青森市に住所を有する方には、出生 市民課、青森市保健所あおもり親子はぐ	の予診票(無料券)を配付しています。(7ページもご覧くださ 届出時に配付しております。青森市以外に出生届出をされた方は、駅前庁舎 くみプラザ、浪岡庁舎健康福祉課のいずれかの窓口へ母子健康手帳を持参し、 い。オンラインによる出生届を利用された方には、新生児訪問時にお渡しし けられない方には郵送いたします				元気プラザ(1階) あおもり親子はぐく みプラザ (子育て親子支援チーム) 2 017-718-2986	
17	新生児聴覚検査について			説明		ン、早期療育につなげるため、新生児聴覚検査に係る費用の公 生まれた医療機関により受検方法が異なりますので、詳細は市		1			-
	保健師・助産師等の家庭 訪問について (新生児・未熟児対象)			説	ページもご覧ください。)			/		元気プラザ(1階) あおもり親子はぐく みプラザ	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
10	妊婦支援給付金(旧子育て 応援給付金)の申請につい て	- 		明	必要事項をご記入の上、郵送にる ※令和7年3月31日までに出産した。	付金(2回目支給分)」の申請書をお渡しします。 より申請してください。 と方には「子育て応接給付金」の申請書をお渡しします。 名称及び制度が変更されています。		 		- (母子保健チーム) 3 017-718-2983 3 017-718-2984	
19	1 か月児健康診査について	/		説明	診票」と母子健康手帳を持参し、	です。妊娠届出時等に交付された「青森市1か月児健康診査受 直接医療機関を受診してください。お子さんが生まれた医療 すので、詳細は市ホームページをご覧ください。				-	
20	未熟児養育医療の申請を する方 ◆出生時体重が2,000g以下の場合または生活能力が未熟で指定養育医療機関の医師が 入院養育を必要と認めた場合、その治療に 必要な医療費の一部を市が負担します。(一部自己負担があります。)		$I \perp$	担当課	給付申請 (養育医療給付申請書)	○お子さんの資格確認書若しくは資格情報のお知らせ(公的 医療保険の被扶養者であることを証するもの) ○養育医療意見書 ○青森市子ども医療費助成医療証(お持ちの方) ※以上のほか、申請者の状況に応じて必要なものが異なり ますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			元気プラザ(1階) あおもり親子はぐく みプラザ (子育て親子支援チー ム) ☎ 017-718-2987	
21	ひとり親家庭等 医療費助成の受給申請をする方 ◆0歳から18歳(18歳到 達後の最初の3月31日まで)の児童を養育しているひとり親家庭の父ま たは母および児童に対し、保険診療分の医療			(発券)		○保護者とお子さんの健康保険被保険者証、資格確認書若しくは 資格情報のお知らせ又はマイナンバーカード ○お子さんが含まれた戸籍謄本 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一住所の 方全員の所得課税証明書等)が必要となる場合がありますの で、詳しくは担当課へお問い合わせください。	可			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム)	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口
22	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			説明		建康保険被保険者証の手続をしたあとに、上記のすべてのもの ください。	可 可			图017-734-5345	(国保年金チーム)

	オ	ンラインは、「マイナポータ	ル」	「青森市	電子
	No	あてはまる方はいますか	チェック	総合窓口	
中で十	23	児童扶養手当の受給申請を する方 ◆申請および受給は、支給対象の児童 が18歳に到達する年度末までです。 ◆所得制限等の資格要件があります。		担当課	100-
ŧ	24	青森市営住宅に既にお住ま いの方		担当課	

Ì	子申請サービス」にてオンライ	ン手続ができます。	支所等は、各支所・各情	青報コ	ーナ	ーでも	手続ができます。	
	手続	手続の際	に必要なもの	よる手続に	しました	ださい お手続してく	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	認定請求手続 (児童扶養手当認定請求書) または 額改定請求手続 (児童扶養手当額改定請求書)	支給要件等により必要書類 当課へお問い合わせください	iが異なりますので、申請前に担 。	不可			子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム)	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎ 0172-62-1113
	世帯員異動申請 (市営住宅同居親族異動届)	必要なものがある場合があり 定管理者へお問い合わせくだ	りますので、詳しくは市営住宅指 さい。	可			じ番窓口 市営住宅指定管理者 め同組合タッケン	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167

《ご注意ください》

・「手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー(12桁の個人番号) の記入が必要となります。(手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。) ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- ○マイナンバーカード
- ○通知カード(令和2年5月25日以降も、氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合はマイナンバーを証明する書類として使用できます。)

B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- ○マイナンバーカード
- ○官公署等から発行された顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポート、障がい者手帳など)
- 〇次の書類のうち2種類を提示 (・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・官公署等から発行された (A) 氏名、 (B) 住所または生年月日が記された書類)
- ・駅前庁舎市民課(総合窓口) (平日 8:30~18:00) ※土曜日・第二日曜日(9:00~17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)、
- マイナンバーカードの交付(事前予約が必要)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課 (平日 8:30~18:00) ※土曜日(9:00~17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田) (平日 8:30~17:00)
- ※いずれの窓口も年末年始(12月29日~翌年1月3日)はお休みです。
- ※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越しに伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日も各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせいただくか、青森市ホームページをご参照ください。

「出生届」と出生届に関連する手続もオンラインで手続ができます!!

- ○「出生届」をオンラインで手続されるかたは、下記をご覧ください。
- 1. 母子手帳の「出生届出済証明」 出生届の審査終了後に「出生届出済証明」を郵送します。届きましたら、母子手帳へ貼付してください。
- 2. 乳幼児健康手帳

「新生児訪問(市内)」の際に直接お渡しします。産後の居住地確認のため、マイナポータルでの「出生連絡票(お誕生カード(新生児出生通知 書))」の提出を忘れずに手続してください。

3. マイナンバーカードの特急発行の申請

お子さんのマイナンバーカードを同時に申請することができます。出生届の情報を入力後、「子のマイナンバーカードの発行を希望しますか。」 という文言が表示されますので、画面に従って必要事項を入力してください。

- ○青森市に住民票のあるかたは、出生届に関連する手続もオンラインで手続可能です。
- 4. 出生連絡票の提出(お誕生カード(新生児出生通知書))
- 5. 国民健康保険の加入届
- 6. 子ども医療費助成医療証の交付申請
- 7. 児童手当の認定請求、額改定請求
- 8. 出産育児一時金の申請
- ※4.5.6.7.8の手続について、マイナポータルから申請可能です。
- 9. 産後ケアの申請 青森市電子申請サービスから手続可能です。



令和7年11月4日から開始



□「出生届」のオンライン手続がスタートします!

本籍地が青森市でマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル内の ぴったりサービスから「出生届」のオンライン手続ができるようになります!

とっても便利!

出生届のオンライン手続について

- ▶手続できる期間
- 子が生まれた日から数えて14日以内

▶手続に必要なもの

- ・医師又は助産師が作成した出生証明書
- ・マイナンバーカード(署名用電子証明書 及び利用者証明用電子証明書が有効なもの)
- マイナンバーカードの読取りができるスマートフォン 又はパソコン・ICカードリーダーライタ

▶手続ができるかた

- ・届出人がマイナンバーカードを保有していること ・出生証明書の画像データを保有していること
- 生まれた子の出生地が日本国内であること ・届出人が本籍地や筆頭者を把握していること 等の決められた条件をすべて満たしているかた
- ・届出人が生まれた子の父母のいずれかであること ・生まれた子の父母双方が日本国籍を有していること
 - ・届出自治体が生まれた子の親の本籍地であること

出生届に関連する手続も オンラインでの手続が可能です

- ①マイナンバーカードの特急発行の申請
- ②お誕生カード(新生児出生通知書) の 提出【新規】
- ③国民健康保険の加入届【新規】
- ④子ども医療費助成医療証の交付申請 【実施済】
- ⑤児童手当の認定請求、額改定請求

①~⑤はマイナポータル内の ぴったりサービスから手続が可能です。

⑥産後ケアの申請【実施済】

青森市電子申請サービスから手続が

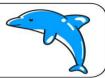
「マイナポータル」はこちら↓

「電子申請サービス」はこちら↓



ご出産おめでとうございます。青森市はこどもたちの成長をお手伝いします。

(奸產婦·新生児訪問指導事業、未熟児訪問指導事業)



〈こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)とは〉

生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を対象に、保健師・助産師等がご家庭を訪問し、赤ちゃんの身体計測や育児相談を行います。 NICU等にお子さまが入院された場合は、退院後に家庭訪問いたします。

(2人目、3人目ご出産の方もお気軽にご利用ください。ご兄弟の育児相談も可能です。)

〈青森市で訪問をお受けになるには〉

お子さまが生まれましたら、出生届とともに「お誕生カード(新生児出生通知書)」(A5サイズの緑色の用紙)の 届出をお願いいたします。その後訪問担当からお電話いたします。※お誕生カード(新生児出生通知書)は低体重児出生届と兼用です。

お誕生カード(新生児出生通知書) を窓口へ提出「オンライン

県外で出生した場合、郵送・電話でも提出



訪問担当から保護者さまへ電話 訪問の日程調整をします。



家庭訪問

身体測定、育児相談等



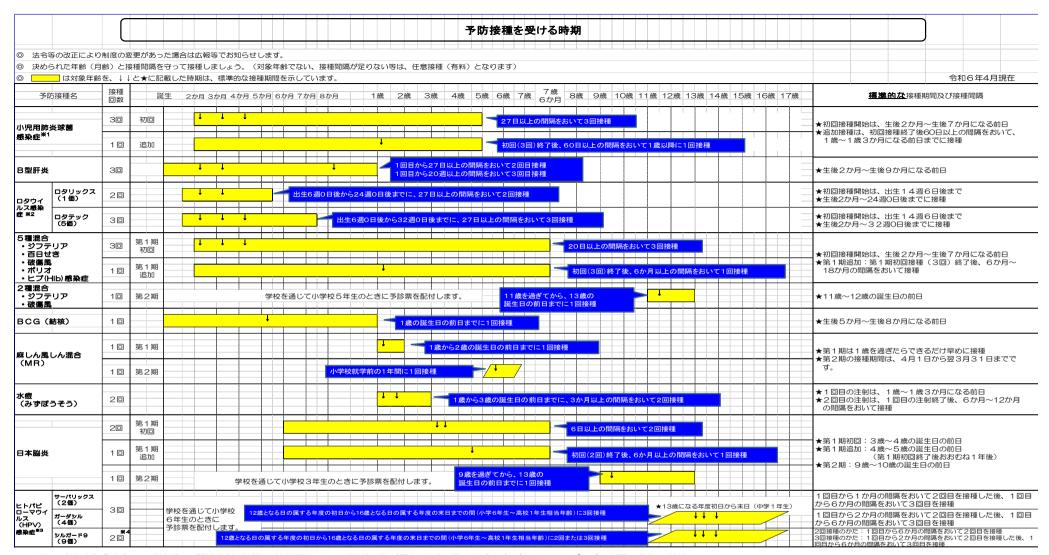
〈青森市以外に里帰りされた場合〉

可能です。

- お誕生カード(新生児出生通知書)については、お手数ですが、郵送または担当へお電話ください。しオンライン」
- お戻りになってから青森市のご自宅へ訪問いたします。里帰り先から青森市にお戻りになったことを担当へご連絡ください。
- ・里帰り先での訪問をご希望される場合は、青森市から里帰り先の市区町村へ訪問を依頼いたしますので、担当へお電話ください。 (なお、里帰りの方の訪問を行っていない市区町村もあります。)

担当(お問合せ先)あおもり親子はぐくみプラザ(TEL:017-718-2984)





- ※1 小児用肺炎球菌感染症の予防接種は、開始月齢(年齢)や接種間隔によって接種回数が異なります。詳しくはあおもり親子はぐくみプラザにお問い合わせください。
- ※2 ロタウイルス感染症予防接種は、ワクチンは2種類あり、どちらか1種類を接種します。
- ※3 ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症予防接種は、ワクチンが3種類あり、いずれか1種類を接種します。令和7年4月現在、女子のみ定期接種の対象です。
- ※4 9価ワクチンは、接種開始年齢や接種間隔によって接種回数が異なります。詳しくは保健所にお問い合わせください。

お問い合わせ先 こども未来部 あおもり親子はぐくみプラザ(Tel:017-718-2986)

浪岡振興部 健康福祉課(Tel: O172-62-1114)

令和7年10月31日更新